

監 第 78 号  
令和 5 年 1 月 4 日

藤井寺市長様  
藤井寺市議会議長様

藤井寺市監査委員  
藤井寺市監査委員

監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を提出する。

令和4年度 定期監査報告書

1. 監査対象機関

【政策企画部】 政策推進課、情報政策課、秘書広報課、人事課

2. 監査対象事務

令和4年度における財務に関する事務及び行政事務の執行

（財政的援助に係るものについては令和3年度及び令和4年度に関する事務）

3. 監査期間

令和4年10月～令和4年12月27日

4. 監査の着眼点及び実施内容

藤井寺市監査基準に基づき、政策企画部所管の財務事務等の執行が、法令等に従い行われているかどうかの確認を主眼として、あらかじめ事務概要書と関係資料の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類を抽出して調査するとともに、関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

5. 監査の結果

政策企画部の財務事務等の執行は、関係法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められたが、一部次のように改善を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講ずるとともに、適正な事務の執行に努められたい。

また、改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を別紙様式（改善を要する事項に係る調書）により通知されたい。

## 改善を要する事項

### <政策推進課>

- ① 第6次藤井寺市総合計画策定委託業務において、同契約書に規定する業務責任者及び現場責任者の選任通知、並びに個人情報取扱特記事項に規定する作業責任者届が提出されていない。契約書及び仕様書等を十分に確認し、契約相手方の管理指導を徹底するとともに適正な事務処理に努められたい。
- ② 第6次藤井寺市総合計画策定方針の策定及び市議会への資料提供の決裁過程において、部長が不在の為、次長が代決しているが、藤井寺市事務処理規程の改正に伴い、最終決裁者（市長）に至るまでの手続過程において、決定を経なければならない者（部長）が病気休暇等により不在であり、特に至急に処理しなければならない場合には、部長押印欄に「不在」と記載し、最終決裁者（市長）の決裁を受けなければならない。同規程改正に伴う事務処理等について、政策推進課長発信の通知に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- ③ 令和4年度行財政情報サービス「i JUMP」に関する契約書に添付されている暴力団排除に関する特約条項中、契約解除に伴う賠償金の遅延利息が、令和2年4月1日の民法改正に伴い5%から3%に変更となっているにもかかわらず、改正前の遅延利息（5%）が記載されている。契約検査課長発信の通知に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- ④ 藤井寺市総合計画審議会委員の委嘱について、一部委員から、委員就任にあたっての承諾書が提出されていないケースが見受けられた。同委員の委嘱にあたっては、委員本人からの承諾行為が必要との意思決定がなされていることから、適正な事務処理に努められたい。

## ＜情報政策課＞

- ① 執行起案文書において、契約条件（契約保証金の取扱いや前払いを行う理由等）や契約方法（随意契約理由）、予算残額の記載がないものが見受けられた。起案文書は事務執行にあたり、目的・内容の確認や予算執行方法等についての内部の意思決定となるものであるため、起票者のみならず決裁者においても十分に確認し、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底されたい。

また、契約書に契約保証金取扱いの条項が定められていないものが見受けられたので、藤井寺市財務規則に基づき適正な事務処理に努められたい。

- ② 役務費の執行において、予算執行額が100万円以上の事業については、藤井寺市事務処理規程により、行財政管理課長の合議を受けなければならないとされているが、同課長の合議決裁が未決のものが散見された。同規程に基づき適正な事務処理に努められたい。

- ③ 契約書並びに個人情報取扱特記事項に規定されている受注者からの業務従事者や作業責任者等の届出、並びに契約保証金の免除申請の提出がない。契約書並びに特記事項を十分に確認し、契約相手方の管理指導を徹底するとともに適正な事務処理に努められたい。

## ＜秘書広報課＞

- ① 広報編集委員の選定及び通知について、最終決裁者（市長）に至るまでの手続過程において、決定を経なければならない副市長の決裁印がない。出張等による不在の場合は帰庁後速やかに決裁手続を行う等、適正な事務処理に努められたい。

- ② 令和4年度藤井寺市広報版修繕について、見積徴収の結果、50万円以上の単価契約を締結しているが、同事業の執行伺いについて、課長が最終決裁者となっている。修繕料執行見込額50万円以上100万円未満の場合は、次長の専決事項となるので、藤井寺市事務処理規程に基づく

適正な事務処理に努められたい。

## <人事課>

- ① 役務費並びに委託料の執行について、藤井寺市事務処理規程では、執行予定額100万円以上については部長の専決事項となり、行財政管理課長の合議が必要となる。しかしながら、規程どおりの事務処理を行っていない事例が散見されたので、同規程に基づく適正な事務処理に努められたい。

また、契約書に添付の個人情報特記事項に規定されている受注者からの作業責任者届も未提出であることから、契約書並びに特記事項を十分に確認し、契約相手方の管理指導を徹底するとともに適正な事務処理に努められたい。

- ② 休職辞令の変更並びに試し出勤の申請に伴う承認についての決裁過程において、部長が不在の為、部次長が代決しているが、藤井寺市事務処理規程の改正に伴い、最終決裁者（市長）に至るまでの手続過程において、決定を経なければならない者（部長）が病気休暇等により不在であり、特に至急に処理しなければならない場合には、部長押印欄に「不在」と記載し、最終決裁者（市長）の決裁を受けなければならない。同規程改正に伴う事務処理等について、政策推進課長発信の通知に基づき、適正な事務処理に努められたい。

- ③ 辞令発令における起案書において、発令日が空白となっているものが散見されたので、藤井寺市文書取扱規程に基づいた事務処理を行われたい。

また、起案文書は事務執行にあたり、目的・内容の確認や予算執行方法等についての内部の意思決定となるものであるため、起案者のみならず、決裁者においても十分確認し、適正な事務処理を行うよう課内で周知されたい。